

足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受け、価格転嫁が困難な足立区内の中小運輸事業者を支援するため、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付し、当該中小運輸事業者の負担を軽減することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小運輸事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業者のうち、運輸業を主たる事業として営むものをいう。

(支援金対象者)

第3条 支援金の申請ができる中小運輸事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げる事業のいずれかにつき、国土交通大臣による許可を受け、又は国土交通大臣に届出を行っているものであること。

(ア) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業、又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業

(イ) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業

(2) 足立区内の営業所等で前号に掲げるいずれかの事業（以下「事業」という。）を行うことにつき、国土交通省関東運輸局東京運輸支局の登録を受けていること。

(3) 足立区内で事業を第6条に定める申請時（以下「申請時」という。）から遡って1年以上継続して営む個人事業主又は法人（商業登記において、本店の住所を足立区内としている者に限る。以下同じ。）であり、今後も当該事業を継続する意思があること。

(4) 政治団体又は宗教団体ではないこと。

(5) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号から第5号まで若しくは第2条第5項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。

(7) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める公共法人でないこと。

(8) その他別に申請要領に定める要件を満たすものであること。

(支援金対象車両)

第4条 支援金の対象となる車両は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業用に供する車両であり、かつ、当該車両につき、国土交通省関東運輸局東京運輸支局の登録を受けていること。
- (2) 支援金対象者が、所有又はリース契約に基づき借用（リース契約期間が申請時から遡って6か月間継続しているものに限る。）し、使用している自動車であること。
- (3) 車検証に記載されている有効期限の満了日が申請日以降である車両であること。
- (4) 化石燃料を使用して自ら走行する車両であること。
- (5) 二輪車ではないこと。
- (6) その他別に申請要領に定める要件を満たすものであること。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けようとする車両について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から本支援金に類似する助成等を1年分受けている又は受ける見込みがあるものについては、支援金の対象としない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条に定める要件を満たした車両（以下「事業用車両」という。）の種別に応じ、別表に定める額とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年3月1日までに次に掲げる書類により区長に申請しなければならない。

- (1) 足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書（様式第1号）
- (2) 足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第2号）
- (3) 事業に係る許可又は届出を証する写し
- (4) 申請する事業用車両の自動車検査証の写し
- (5) 申請する事業用車両がリース契約に基づき借用し、使用しているものである場合、当該リース契約書の写し

2 前項の規定に加え、申請者が次の各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業主 直近の確定申告のうち第一表（e-Tax で申請した場合における税務署からの受信メールも含む。）
- (2) 法人 履歴事項全部証明書（本店所在地の表記があるもの）及び直近の確定申告書のうち別表一・法人事業概要説明書（e-Tax で申請した場合における税務署からの受信メールも含む。）

(支援金の交付決定及び確定)

第7条 区長は、第5条の申請書等の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、支援金の交付及び確定の可否の決定を行い、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定及び確定通知書（様式第3号）又は足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2 第5条第1項の区長が指定した日までに提出書類を提出しなかった者又は申請書類の不備を是正しなかった者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

3 区長は、前条の申請書等における事業用車両の登録に疑義がある場合は、当該疑義があった車両を支援金対象から除外することができる。

4 区長は、第1項の交付決定及び確定に際し、条件を付することができる。

5 区長は、審査に当たり、必要と認める場合は、現地調査を行うことができる。

(支援金の支払)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定をした場合は、申請者に対し、支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定及び確定の内容、これに付した条件その他法令又は支援金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(3) 第3条又は第4条に定める要件に該当しないことが判明したとき。

2 区長は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定及び確定取消通知書(様式第5号)により通知する。

(支援金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付決定を受けた者に支援金が交付されているときは、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金返還請求通知書(様式第6号)により、期限を定めて返還させる。

2 区長は、前項の返還金が納付されない場合は、延滞金を付して納付させるものとする。

3 前項に定める延滞金の利息は、財務省告示による遅延利息の割合を適用する。

(検査)

第11条 支援金の交付を受けた者は、区長が支援事業の運営、経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則 (4足産産発第1861号 令和4年11月25日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (5足産産発第2028号 令和5年11月10日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (5足産産発第2286号 令和5年11月30日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表1（第5条関係）

車両の種別	支援金額
【一般貨物自動車運送事業】の用に供する車両 【特定貨物自動車運送事業】の用に供する車両 トラック運送事業者など	23,000円／1台
【貨物軽自動車運送事業】の用に供する車両 軽貨物運送事業者など	
【一般乗用旅客自動車運送事業】の用に供する車両 【特定旅客自動車運送事業】の用に供する車両のうち定員が10人以下の車両 タクシー事業者・介護タクシー事業者など	8,000円／1台
【一般貸切旅客自動車運送事業】の用に供する車両 【一般乗合旅客自動車運送事業】の用に供する車両 【特定旅客自動車運送事業】の用に供する車両のうち定員が11人以上の車両 貸切バス事業者、乗合バス事業者など	35,000円／1台